

◎新潟県告示第977号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
新発田市社協訪問介護事業所	新発田市住田501番地	令和6年3月31日